

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見書

2015年（平成27年）1月7日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 本意見公募にかかる「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」は、経済産業省総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会系統ワーキンググループ（以下「系統ワーキンググループ」という。）における接続可能量の算定を前提とするものである。同算定は、原子力の供給力を過大に見積もり、接続拒否を回避する方策について極めて不十分にしか検討せず、再生可能エネルギーの接続可能量を過小に評価したものであるため、その再検証がなされるべきである。
- 2 本意見公募概要 I 1 (1) 及び 5 において、指定電気事業者制度の適用を拡大し、出力抑制対象施設に 500 kW (キロワット) 未満の太陽・風力発電施設を含め、指定電気事業者の指定を受けた電力事業者は、年間 30 日の出力抑制期間を超えて、無償で、出力抑制を求めることができるとする方針は、再生可能エネルギー発電事業者に過度の負担を招き、再生可能エネルギー事業を困難にするものであるため、撤回すべきである。

第2 意見の理由

- 1 接続拒否を回避する方策が極めて不十分にしか検討されず、再生可能エネルギーの接続可能量が過小評価されている

当連合会は、2014年12月18日に、再生可能エネルギー発電事業者に対する電気事業者の接続回答保留措置に対する意見書において、接続拒否を回避するための措置等について意見を述べてきたところである。

我が国の系統（送配電網）は、需給状況の変動に応じて柔軟に調整を行うシステムとして整備されておらず、それが再生可能エネルギーの導入量を大幅に増加させていく上で大きな障害となっている。その点で、今回の省令改正案において、遠隔制御装置による出力抑制システムの導入や時間単位での出力抑制制度への移行が掲げられた点は評価したい。

しかし、系統ワーキンググループで示された再生可能エネルギーの接続可能量の「算定結果」においては、再生可能エネルギーの系統への接続をできる限り増やすために真摯な検討が行われておらず、その結果を受け入れることはできない。

すなわち、系統ワーキンググループにおける接続可能量の算定では、各電力会社が現在保有する原子力発電設備を全て計上しているだけでなく、現在建設中の大間原子力発電所、島根原子力発電所3号機も稼働することとした上で、東日本大震災前過去30年の原子力発電所の設備利用率の平均を乗じて原子力の供給量が算定されているが、福島第一原発事故における未曾有の被害救済が今なお収束していない現実を直視するならば、電力会社の意向を無批判に受け入れるこのような算定方法を是認することは極めて問題である。

加えて、上記の算定においては、既に運転期間40年を超えるか、今後5年以内に同期間を超える5基の原発も供給力として含まれているなど、現時点において稼働しておらず、今後も稼働するか不明な状況にある全ての原発の稼働が前提にされており、現実性の乏しい想定というほかない。そのような前提に基づいて、再生可能エネルギー施設による系統への接続を厳しく制限するのは全く不当である。

また、上記の算定においては、リアルタイムでの取引を活性化するための市場を開拓するなどの方法によって、「ベース電源」と位置付けられている原発などの発電所と再生可能エネルギーの受入れとを両立させていく可能性も全く検討されていない。

さらに、多数の再生可能エネルギー発電所の集合化、種類の異なる再生可能エネルギーの組み合わせ、発電量の予測技術の向上、揚水発電など調整用電源の積極的な活用、連系線を活用したエリアをまたぐ需給調整、需要側での負荷制御など、出力抑制といった系統運用システムの改善についても、何ら検討が行われていないか、極めて不十分な検討に留まっている。算定方法においても保守的な仮定が採用されている。

このような系統ワーキンググループでの算定結果は、再生可能エネルギーの接続可能量を不当に過小評価し、電気事業者の接続拒否の範囲を拡大するものであって、まず、接続可能量を再検証すべきである。

2 指定電気事業者制度の適用拡大による補償なき出力抑制の拡大には強く反対する

今回の省令改正案では、再生可能エネルギー電気を無制限に無補償で出力抑制を行うことができる電気事業者（指定電気事業者）を拡大することを前提に、太陽光発電・風力発電施設に対する補償なき出力抑制を拡大する方針が示されてい

る。対象としては、省令改正案において新たに出力抑制の対象に組み入れられた500kW未満の太陽光発電・風力発電も含まれている。

しかし、指定電気事業者制度の活用は極めて大きな問題をはらんでいる。すなわち、同制度に基づかず、年間30日間という通常の出力量抑制を行った場合であっても、再生可能エネルギー事業者は売電収入の約8%を喪失する。これは投資の回収を既に危うくさせかねないレベルの収入減少である。指定電気事業者制度に基づいてこの「30日間」という限定を取り払った場合、再生可能エネルギー発電事業者は売電収入の減少幅を予測することさえ困難になる。こうした予測不能な事業リスクの存在は、事業参入へのインセンティブを減少させるだけでなく金融機関からの融資も困難にさせ、再生可能エネルギー発電事業に大きなブレーキをかけることが強く懸念される。

そもそも、固定価格買取制度は、固定価格での再生可能エネルギー電気の買取を補償することにより、再生可能エネルギー事業への参入を促進する制度であり、無制限に無補償で出力抑制を許容する指定電気事業者制度は固定価格買取制度の趣旨に真っ向から反している。この指定電気事業者制度の適用範囲を更に拡大することは、固定価格買取制度を実質的に骨抜きにするものであり、再生可能エネルギーの最大限の導入を掲げる国の方針に照らしても許されない。むしろ、出力抑制を回避するあらゆる措置を講じてもお避けられない出力抑制については、これによる発電事業者側の損失を補償することを検討すべきである。

以上のとおり、指定電気事業者制度の適用範囲を拡大する方針は速やかに撤回すべきである。